

韓国の国籍法・戸籍法

佐野 通夫

한국에 있어서, 호적법이 개정되어, 호적은 없어지고, 가족관계의 등록 등에 관한 법률이 되었다. 국가에 의한 주민의 관리(주민등록법 제 10 조에 있는 듯이 「대한민국의 국적을 가지지 아니한 자」도 주민등록하게 된다)인 측면은 변하고 있지 않지만, 「호적」이라고 하는 명칭이 없어진 것 뿐이라도, 사람들의 의식에 주는 영향은 크다고 말할 수 있다. 여기서는, 한국 법제처 HP(<http://www.moleg.go.kr/main/main.do>)에 게재된 국적법, 주민등록법, 가족관계의 등록 등에 관한 법률, 재외국민의 가족관계등록창설, 가족관계등록부정정 및 가족관계등록부정리에 관한 특례법을 번역·소개하는 동시에, 관련되는 제규칙의 명칭을 기재한다.

「人の生涯の身分関係を継続して追跡する」日本の現在の「戸籍を持つ国は日本のほか韓国と台湾だけ」である。とうぜん「韓国と台湾の戸籍は日本の占領時代の置き土産である」*¹。

一方、このような戸籍制度のある日本においてよく混同されるのであるが、国籍と戸籍の区別も明確にしておく必要がある。日本の戸籍に記載されるのは日本の国籍を持つ者だけであるが（それゆえに日本の国籍を持たない家族がいるときには、その家族は戸籍には現れない）、日本の国籍を持つ者すべてが戸籍に記載されるのでもない。一つは皇統譜に記載される「皇族」と称される人々であり、もう一つは、たとえば婚姻を法的に届け出していない夫婦から生まれ、その婚姻外の父を出生届の父欄に記載したがために、不当な戸籍法の規定により、出生届の受理を拒否され、戸籍の作成を拒否されている人々である。後者の場合、日本国政府は明らかに戸籍の作成を拒否された人々が日本人であることを知っている。なぜならば日本国籍を有しないで日本に滞在するならば、外国人登録を行わなければならない。しかし、戸籍の作成を拒否された人々は外国人登録をすることはない。

そして、戸籍には附票があり、住民票(住民基本台帳)には本籍欄があることで、戸籍は住民票とも連動している。そのため、現段階では住民票においても外国籍者は排除されている。しかし、2009年の住民基本台帳法・出入国管理法の改悪によって、これが施行された時(2012年が想定されている)、外国人住民も住民基本台帳に記載されることになる一方で、さらに外国人管理が強化される。

これらの戸籍・住民票・外国人登録によって人々を管理する基本的枠組みは、「占領時代の置き土産」として戸籍制度を持つ韓国においてもほぼ同じであった。ただ

し、韓国の戸籍は、日本の現在の戸籍が夫婦と未成年の子どもを1単位とし、婚姻によって新たな戸籍が作られ、3世代を含む戸籍が存在しないのに対して、日本の戦前の戸籍と同じく、戸主制度を有し、より広い家族を戸籍に収めてきた*²。一方、住民登録法があり、住民はすべてコンピュータによって登録されたカード(住民登録証)を持たなければならない。住民登録には、当然本籍を登録するなど、戸籍と住民登録の連動も存在している。

その韓国において、戸籍法の改正がなされ、戸籍はなくなり、家族関係の登録等に関する法律となった。従来の戸籍に代わり、家族関係登録簿が作成され、戸籍謄本に代わって証明事項の特定された「家族関係証明書」、「基本証明書」、「婚姻関係証明書」、「養子縁組関係証明書」、「親養子縁組[日本の特別養子に相当]関係証明書」が発給されるようになり、「本籍」が「登録基準地」となり、「家族関係の登録等に関する法律」第10条にあるように「出生もしくはその他の理由により初めて登録をする場合には登録基準地を定め」ることとなった。基本証明書には「ア. 本人の登録基準地・姓名・性別・本・出生年月日および住民登録番号、イ. 本人の出生、死亡、国籍喪失・取得および回復等に関する事項」が記載される*³。

このように上記の住民登録制度とのつながりが残され、またともに電算情報処理組織によって処理されているなど、国家による住民の管理(住民登録法第10条にあるように「大韓民国の国籍を持たない者」も住民登録することになっている)である側面は変わっていないが、「戸籍」という名称がなくなっただけでも、人々の意識に与える影響は大きいといえよう。

ここでは、参考として韓国・法制処 HP (<http://www.moleg.go.kr/main/main.do>) に掲載された国籍法、住民登録法、

家族関係の登録等に関する法律、在外国民の家族関係登録創設、家族関係登録簿訂正および家族関係登録簿整理に関する特例法を翻訳・紹介するとともに、関連する諸規則の名称を記載した。法令名の次に記載されているものは、[施行日]、[法令番号、改正日等]、そして担当部(課)とその電話番号である。日本の総務省が提供する「法令データ提供システム」には、このような担当部(課)の記載はないので、紹介のため、合わせて訳出した。なお、家族関係の登録等に関する法律第2条にあるように、また、この担当部(課)にみることができるよう、韓国において戸籍の管掌は大法院〔日本の最高裁判所に相当〕とされている。

国籍法(抄)

[施行2008.3.14][法律第8892号、2008.3.14、一部改正]
法務部(国籍難民課)、02-500-9291~2

第1条(目的) この法は大韓民国の国民となる要件を定めることを目的とする。

[全文改正2008.3.14]

第2条(出生による国籍取得) ①次の各号の一に該当する者は出生と同時に大韓民国国籍を取得する。

1. 出生ときに父もしくは母が大韓民国の国民である者
2. 出生する前に父が死亡した場合には、その死亡のときに父が大韓民国の国民だった者
3. 両親がともに明らかでない場合や国籍がない場合には大韓民国で出生した者

②大韓民国で発見された棄児は大韓民国で出生したものと推定する。

[全文改正2008.3.14]

第3条(認知による国籍取得) ①大韓民国の国民ではない者(以下“外国人”という)で大韓民国の国民である父もしくは母によって認知された者が、次の各号の要件をすべてそろえれば法務部長官に申告することによって大韓民国国籍を取得することができる。

1. 大韓民国の「民法」上未成年であること
2. 出生ときに父もしくは母が大韓民国の国民だったこと

②第1項により申告した者はその申告をした時に大韓民国国籍を取得する。

③第1項による申告手続きとその他必要な事項は大統領令で定める。

[全文改正2008.3.14]

第4条(帰化による国籍取得) ①大韓民国国籍を取得した事実がない外国人は法務部長官の帰化許可を受けて、大韓民国国籍を取得することができる。

②法務部長官は帰化許可申請を受けた際には、第5条

から第7条までの帰化要件をそなえているかを審査した後、その要件をそなえた者にだけ帰化を許可する。

③第1項により帰化許可を受けた者は法務部長官がその許可をした時に大韓民国国籍を取得する。

④第1項と第2項による申請手続きと審査等に関して必要な事項は大統領令で定める。

[全文改正2008.3.14]

第5条(一般帰化要件) 外国人が帰化許可を受けるためには第6条や第7条に該当する場合の他は、次の各号の要件をそなえなければならない。

1. 5年以上継続して、大韓民国に住所があること
2. 大韓民国の「民法」上成年であること
3. 品行が端正であること
4. 自身の資産なり技能によるか、生計を共にする家族に依存して、生計を維持する能力があること
5. 国語能力と大韓民国の風習に対する理解等、大韓民国国民としての基本素養をそなえていること

[全文改正2008.3.14]

住民登録法(抄)

[施行2009.10.2][法律第9574号、2009.4.1、一部改正]
行政安全部(住民課)、02-2100-3981

第1条(目的) この法は市(特別市・広域市は除き、特別自治道は含む。以下同じ)・郡もしくは区(自治区をいう。以下同じ)の住民を登録することによって、住民の居住関係等人口の動態を常に明確に把握し、住民生活の便益を増進させ、行政事務を適正に処理することを目的とする。

〈改正2009.4.1〉

第2条(事務の管掌) ①住民登録に関する事務は市長(特別市長・広域市長は除き、特別自治道知事は含む。以下同じ)・郡守〔訳注-郡の長〕もしくは区庁長(自治区の区庁長をいう。以下同じ)が管掌する。

〈改正2009.4.1〉

②市長・郡守もしくは区庁長は第1項の権限の一部をその地方自治体の条例に定めるところにより区庁長(自治区でない区の区庁長だけが該当する)・邑・面・洞長もしくは出張所長に委任することができる。

第7条(住民登録票等の作成) ①市長・郡守もしくは区庁長は住民登録事項を記録するために電算情報処理組織(以下“電算組織”という)によって個人別および世帯別住民登録票(以下“住民登録票”という)と世帯別住民登録票索引簿を作成して記録・管理・保存しなければならない。

②個人別住民登録票は個人に関する記録を総合的に記

録・管理し、世帯別住民登録票はその世帯に関する記録を統合して、記録・管理する。

③市長・郡守もしくは区庁長は住民に個人別に固有な登録番号（以下“住民登録番号”という）を付与しなければならない。

④住民登録票と世帯別住民登録票索引簿の書式および記録・管理・保存方法等に必要な事項と住民登録番号を付与する方法は大統領令で定める。

第8条（登録の申告主義原則）住民の登録もしくはその登録事項の訂正、抹消もしくは居住不明登録は住民の申告により行う。ただし、この法に特別な規定があれば例外とする。

〈改正2009.4.1〉

第9条（整理）個人別住民登録票は住民登録番号順に、世帯別住民登録票は世帯主の住民登録番号順に各々整理し、これに関する具体的な事項は行政安全部長官が定める。

〈改正2008.2.29〉

第10条（申告事項）①住民は次の各号の事項を該当居住地を管轄する市長・郡守もしくは区庁長に申告しなければならない。

〈改正2007.5.17、2009.4.1〉

1. 姓名
2. 性別
3. 生年月日
4. 世帯主との関係
5. 合宿する所は管理責任者
6. 「家族関係の登録等に関する法律」第10条第1項による登録基準地（以下“登録基準地”という）
7. 住所
8. 家族関係登録されていない者もしくは家族関係登録の有無が明らかでない者はその理由
9. 大韓民国の国籍を持たない者はその国籍名か国籍の有無
10. 居住地を移動する場合には転入前の住所もしくは転入地と該当年月日
11. 大統領令に定める特殊技術に関する事項

②何人も第1項の申告を二重にはできない。

第11条（申告義務者）①第10条による申告は世帯主が申告理由が発生した日から14日以内にしなければならない。ただし、世帯主が申告できなければ、代わって次の各号の一に該当する者がすることができる。

〈改正2009.4.1〉

1. 世帯を管理する者
2. 本人
3. 世帯主の委任を受けた者で次の各目の一に該当する者

ア. 世帯主の配偶者

イ. 世帯主の直系血族

ウ. 世帯主の配偶者の直系血族

エ. 世帯主の直系血族の配偶者

②第1項ただし書きによる委任に関する具体的な事項は大統領令で定める。

家族関係の登録等に関する法律（抄）

[施行2007.7.23][法律第8541号、2007.7.23、他法改正]
法務部（法務審議官）、02-2110-3164～5

第1章 総則

第1条（目的）この法は国民の出生・婚姻・死亡等家族関係の発生および変動事項に関する登録とその証明に関する事項を規定することを目的とする。

第2条（管掌）家族関係の発生および変動事項に関する登録とその証明に関する事務（以下“登録事務”という）は大法院が管掌する。

第3条（権限の委任）①大法院長は登録事務の処理に関する権限を市・邑・面の長（都農複合形態の市において洞地域に対しては市長、邑・面地域に対しては邑・面長とする。以下同じ）に委任する。

②特別市および広域市と区をおいた市においては、この法で市、市長もしくは市の事務所とあるものは各々、区、区庁長もしくは区の事務所をいう。ただし、広域市において郡地域については邑・面、邑・面の長もしくは邑・面の事務所をいう。

③大法院長は登録事務の監督に関する権限を市・邑・面の事務所所在地を管轄する家庭法院〔訳注－家庭裁判所〕長に委任する。ただし、家庭法院支院長は家庭法院長の命を受けて、その管轄区域内の登録事務を監督する。

第4条（登録事務処理）第3条による登録事務は、家族関係の発生および変動事項の登録（以下“登録”という）に関する申告等を受け付け、また受理した申告地の市・邑・面の長が処理する。

第5条（職務の制限）①市・邑・面の長は登録に関する証明書発給事務を除き、自身もしくは自身と4等身以内の親族に関する登録事件に関してはその職務を行なえない。

②登録事件処理に関して、市・邑・面の長を代理する者も第1項と同じである。

第6条（手数料等の帰属）①この法の規定により納付する手数料および過怠金は登録事務を処理する該当地方自治体の収入とする。ただし、次の各号の一に該当する場合は除く。

1. 第12条第2項により電算情報中央管理所所属公

務員が証明書を発給する場合

2. 第120条および第123条により家庭法院が過怠金を賦課する場合
3. 第124条第3項により家庭法院が「非訟事件手続法」による過怠金の裁判をする場合

②第1項の手数料の金額は大法院規則で定める。

第7条(費用の負担)第3条により市・邑・面の長に委任した登録事務にかかる費用は国家が負担する。

第8条(大法院規則)この法の施行に関して必要な事項は大法院規則で定める。

第2章 家族関係登録簿の作成と登録事務の処理

第9条(家族関係登録簿の作成および記録事項)①家族関係登録簿(以下“登録簿”という)は、電算情報処理組織によって入力・処理された家族関係登録事項(以下“登録事項”という)に関する電算情報資料を、第10条の登録基準地により個人別に区分して作成する。

②登録簿には次の事項を記録しなければならない。

1. 登録基準地
2. 姓名・本・性別・出生年月日および住民登録番号
3. 出生・婚姻・死亡等家族関係の発生および変動に関する事項
4. その他家族関係に関する事項として大法院規則が定める事項

第10条(登録基準地の決定)①出生もしくはその他の理由により初めて登録をする場合には登録基準地を定めて申告しなければならない。

②登録基準地は大法院規則に定める手続きにより変更することができる。

第11条(電算情報処理組織による登録事務の処理等)①市・邑・面の長は登録事務を電算情報処理組織によって処理しなければならない。

②本人が死亡したり失踪宣告・不在宣告を受けた時、国籍を離脱したり喪失した時、もしくはその他大法院規則で定めた事由が発生した時には登録簿を閉鎖する。

③登録簿と第2項により閉鎖した登録簿(以下“閉鎖登録簿”という)は法院行政処長が保管・管理する。

④法院行政処長は登録簿もしくは閉鎖登録簿(以下“登録簿等”という)に記録されている登録事項と同じ電算情報資料を別に作成して管理しなければならない。

⑤登録簿等の全部もしくは一部が損傷したり損傷する虞れがある時には、法院行政処長は大法院規則に定めるところにより登録簿等の復旧等必要な処分を命

じることができる。

⑥登録簿等を管理する者もしくは登録事務を処理する者は、この法やその他の法で規定する事由でない他の事由で登録簿等に記録された登録事項に関する電算情報資料(以下“登録電算情報資料”という)を利用したり、他の者(法人を含む)に資料を提供してはならない。

第12条(電算情報中央管理所の設置等)①登録簿等の保管と管理、電算情報処理組織による登録事務処理の支援および登録電算情報資料の効率的な活用のために、法院行政処に電算情報中央管理所(以下“中央管理所”という)を置く。この場合、国籍関連通報による登録事務処理に関しては大法院規則に定めるところにより、法務部と電算情報処理組織を連携して運営する。

②法院行政処長は必要な場合、中央管理所所属公務員をして第15条に規定された証明書の発給事務をさせることができる。

第13条(登録電算情報資料の利用等)①登録電算情報資料を利用もしくは活用しようとする者は、関係中央行政機関の長の審査を経て、法院行政処長の承認を受けなければならない。ただし、中央行政機関の長が登録電算情報資料を利用したり活用しようとする場合には法院行政処長と協議しなければならない。

②第1項により登録電算情報資料を利用もしくは活用しようとする者は本来の目的以外の用途に利用したり活用してはならない。

③第1項による登録電算情報資料の利用もしくは活用とその使用料等に関して必要な事項は大法院規則で定める。

第14条(証明書の交付等)①本人もしくは配偶者、直系血族、兄弟姉妹(以下この条では“本人等”という)は第15条に規定された登録簿等の記録事項に関して発給することのできる証明書の交付を請求することができ、本人等の代理人が請求する場合には本人等の委任を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合には本人等でない場合にも交付を申請することができる。

1. 国家もしくは地方自治団体が職務上の必要により文書で申請する場合
2. 訴訟・非訟・民事執行の各手続きで必要な場合
3. 他の法令で本人等に関する証明書を提出するように要求する場合
4. その他、大法院規則に定める正当な利害関係がある者が申請する場合

②第15条第1項第5号の親養子〔訳注-特別養子〕養子縁組関係証明書は次の各号の一に該当する場合に

限り、交付を請求することができる。

1. 親養子が成年になり、申請する場合
2. 婚姻当事者が民法第809条の親族関係を把握しようとする場合
3. 裁判所の事実照会嘱託があったり捜査機関が捜査上の必要により文書で申請する場合
4. その他、大法院規則が定める場合

③第1項および第2項により証明書の交付を請求する者は手数料を納付しなければならず、証明書の送付を申請する場合には郵送料を別に納付しなければならない。

④市・邑・面の長は第1項および第2項の請求が登録簿に記録された人に対する私生活の秘密を侵害する等、不当な目的によることが明らかだと認められる時には証明書の交付を拒否することができる。

⑤第1項から第4項までの規定は閉鎖登録簿に関する証明書交付の場合にも準用する。

第15条（証明書の種類および記録事項）①登録簿等の記録事項に関して発給することのできる証明書の種類とその記録事項は次の各号の通りである。

1. 家族関係証明書

- ア. 本人の登録基準地・姓名・性別・本・出生年月日および住民登録番号
- イ. 父母・養父母、配偶者、子女の姓名・性別・本・出生年月日および住民登録番号

2. 基本証明書

- ア. 本人の登録基準地・姓名・性別・本・出生年月日および住民登録番号
- イ. 本人の出生、死亡、国籍喪失・取得および回復等に関する事項

3. 婚姻関係証明書

- ア. 本人の登録基準地・姓名・性別・本・出生年月日および住民登録番号
- イ. 配偶者の姓名・性別・本・出生年月日および住民登録番号
- ウ. 婚姻および離婚に関する事項

4. 養子縁組関係証明書

- ア. 本人の登録基準地・姓名・性別・本・出生年月日および住民登録番号
- イ. 養父母もしくは養子の姓名・性別・本・出生年月日および住民登録番号
- ウ. 養子縁組および離縁に関する事項

5. 親養子縁組関係証明書

- ア. 本人の登録基準地・姓名・性別・本・出生年月日および住民登録番号
- イ. 実父母・養父母もしくは親養子の姓名・性別・本・出生年月日および住民登録番号

ウ. 養子縁組および離縁に関する事項

②家族関係に関するその他の証明書および家族関係記録事項に関して必要な事項は大法院規則で定める。

第3章 登録簿の記録

第16条（登録簿の記録手続き）登録簿は申告、通知、申請、証書の謄本、航海日誌の謄本もしくは裁判書によって記録する。

第17条（登録簿がない人）家族関係登録されていない人に対し登録事項を記録しなければならない時には新しく登録簿を作成する。

第18条（登録簿の訂正）①登録簿の記録が法律上無効であるか、その記録に錯誤もしくは脱落があることを知った時には市・邑・面の長は遅滞なく申告人もしくは申告事件の本人にその事実を通知しなければならない。ただし、その錯誤もしくは脱落が市・邑・面の長の誤りによったものである時にはそうしない。

②第1項本文の通知をすることができない時、もしくは通知をしたが訂正申請をする者がいない時、もしくはその記録の錯誤もしくは脱落が市・邑・面の長の誤りによったものである時、もしくは市・邑・面の長は監督裁判所の許可を受けて、職権で訂正することができる。ただし、大法院規則に定める軽微な事項である場合には市・邑・面の長は職権で訂正し、監督裁判所に報告しなければならない。

③国家もしくは地方自治体の公務員がその職務上登録簿の記録に錯誤もしくは脱落があることを知った時には遅滞なく申告事件の本人の登録基準地の市・邑・面の長に通知しなければならない。この場合、通知を受けた市・邑・面の長は第1項および第2項により処理する。

第19条（登録簿の行政区域、名称等の変更）①行政区域もしくは土地の名称が変更された時には登録簿の記録は訂正されたものとみなす。この場合、市・邑・面の長はその記録事項を更正しなければならない。

②市・邑・面の長は地番の変更がある時には登録簿の記録を更正しなければならない。

第4章 申告

第1節 通則

第20条（申告の場所）①この法による申告は申告事件本人の登録基準地もしくは申告人の住所地や現在地で行うことができる。

②大韓民国の国民でない人（以下“外国人”という）に関する申告はその居住地もしくは申告人の住所地や現在地で行うことができる。

第21条（出生・死亡の洞経由申告等）①市において出生

・死亡の申告はその申告の場所が申告事件本人の住民登録地もしくは住民登録をする地域と同じ場合には申告事件本人の住民登録地もしくは住民登録をする地域を管轄する洞を経てすることができる。

②第1項の場合洞長は所属市長を代行して申告書を受け取り、洞の属する市の長に申告書を送付し、その他大法院規則に定める登録事務を処理する。

第22条(申告後登録されていることが判明した場合等) 登録されているのかが明らかでない人もしくは登録されていなかったり登録することができない人に関する申告が受理された後、その人に関して登録されていることが判明した時もしくは登録できるようになった時には、申告人もしくは申告事件の本人はその事実を知った日から1ヶ月以内に受理された申告事件を表示して、初めにその申告を受理した市・邑・面の長にその事実を申告しなければならない。

第23条(申告方法) ①申告は書面でも口頭でもできる。
②申告によって効力が発生する登録事件に関して、申告事件本人が市・邑・面に出席しない場合には申告事件本人の住民登録証・運転免許証・旅券、その他大法院規則が定める身分証明書(以下この項で“身分証明書”という)を提示するか申告書に申告事件本人の印鑑証明書を貼付しなければならない。この場合本人の身分証明書を提示しなかったり本人の印鑑証明書を貼付しない時には申告書を受け取ってはならない。

第24条(申告書様式) 申告書様式は大法院例規で定める。この場合、家族関係に関する登録申告が他の法令で規定した申告に替わる場合には当該申告書様式を定めるにおいてはあらかじめ関係部署と協議しなければならない。

第25条(申告書記載事項) ①申告書には次の事項を記載して申告人が署名するか記名捺印しなければならない。

1. 申告事件
2. 申告年月日
3. 申告人の出生年月日・住民登録番号・登録基準地および住所
4. 申告人と申告事件の本人が異なる場合には申告事件の本人の登録基準地・住所・姓名・出生年月日および住民登録番号と申告人の資格

②この法により申告書類を作成した場合、その申告書類に住民登録番号を記載した時には出生年月日の記載を省略することができる。

第26条(申告人が無能力者である場合) ①申告しなければならない者が未成年者もしくは禁治産者である時には親権者もしくは後見人を申告義務者とする。た

だし、未成年者もしくは禁治産者が申告をしてもかまわない。

②親権者もしくは後見人が申告する場合には申告書に次の事項を記載しなければならない。

1. 申告しなければならない人の姓名・出生年月日・住民登録番号および登録基準地
2. 無能力者になった原因
3. 申告人が親権者もしくは後見人であるという事実

第27条(同意が不必要な無能力者の申告) ①無能力者がその法定代理人の同意なしでできる行為に関しては無能力者が申告しなければならない。

②禁治産者が申告する場合には申告書に申告事件の性質および効果を理解する能力があることを証明できる診断書を貼付しなければならない。

第28条(証人を必要とする申告) 証人を必要とする事件の申告においては証人は申告書に住民登録番号および住所を記載して署名するか記名捺印しなければならない。

第29条(不存在もしくは不知の事項) 申告書に記載しなければならない事項で存在しなかったり知らないことがある時にはその旨を記載しなければならない。ただし、市・邑・面の長は法律上記載しなければならない事項として特に重要だと認められる事項を記載しない申告書は受理してはならない。

第30条(法令規定事項以外の記載事項) 申告書にはこの法もしくは他の法令で定める事項の他に登録簿に記録しなければならない事項をより一層明らかにするために必要な事項があれば、このような事項も記載しなければならない。

第31条(口頭とする申告等) ①口頭で申告しようとする時には申告人は市・邑・面の事務所に出席して、申告書に記載しなければならない事項を述べなければならない。

②市・邑・面の長は申告人の陳述および申告年月日を記録して、申告人に読んで聞かせ、申告人をしてその書面に署名するか記名捺印するようにしなければならない。

③第1項および第2項の場合に申告人が病気もしくはその他の事故で出席できない時には代理人をして申告するようである。ただし、第55条[訳注-認知]、第56条[訳注-胎児認知]、第61条[訳注-養子縁組]、第63条[訳注-離縁]、第71条[訳注-婚姻]および第74条[訳注-離婚]の申告は除外する。

第32条(同意、承諾もしくは許可を要する事件の申告) ①申告事件において父・母もしくは他の人の同意もしくは承諾が必要な場合には申告書にその同意もし

くは承諾を証明する書面を貼付しなければならない。ただし、親族会が同意をする場合には親族会議決議録を貼付しなければならず、その他の同意もしくは承諾においては同意もしくは承諾を一人をして申告書にその事由を付記して署名もしくは記名捺印させることができる。

②申告事件、申告人もしくは申告事項等において裁判もしくは官公庁の許可を要する事項がある場合には申告書にその裁判書もしくは許可書の謄本を貼付しなければならない。

第33条（申告書に関する準用規定）申告書に関する規定は第31条第2項および第32条第1項の書面に準用する。

第34条（外国で行なう申告）外国にいる大韓民国国民はこの法で定めるところにより、その地域を管轄する大韓民国在外公館（以下“在外公館”という）の長に申告したり申請することができる。

第35条（外国の方式による証書の謄本）①外国にいる大韓民国国民がその国の方式により申告事件に関する証書を作成した場合には3ヶ月以内にその地域を管轄する在外公館の長にその証書の謄本を提出しなければならない。

②大韓民国の国民がいる地域が在外公館の管轄に属しない場合には3ヶ月以内に登録基準地の市・邑・面の長に証書の謄本を発送しなければならない。

第36条（外国で受理した書類の送付）在外公館の長は第34条および第35条により書類を受理した時には1ヶ月以内に外交通商部長官を経由して、本人の登録基準地の市・邑・面の長に送付しなければならない。

第37条（申告期間の起算）①申告期間は申告事件発生日から起算する。

②裁判の確定日から期間を起算しなければならない場合に、裁判が送達もしくは交付前に確定した時にはその送達もしくは交付された日から起算する。

第38条（申告の催告）①市・邑・面の長は申告を怠った人を知った時には相当な期間を定めて、申告義務者に対しその期間内に申告することを催告しなければならない。

②申告義務者が第1項の期間内に申告をしない時には市・邑・面の長は再び相当な期間を定めて、催告することができる。

③第18条第2項は第2項の催告をできない時および催告をしても申告をしない時に、同条第3項は国家もしくは地方自治体の公務員が申告を怠った人がいることを知った時に準用する。

第39条（申告の追後補完）市・邑・面の長は申告を受理した場合に、瑕疵があって登録簿に記録をできない時には申告人もしくは申告義務者をして補完させなければ

ならない。この場合第38条を準用する。

第40条（期間経過後の申告）市・邑・面の長は申告期間が経過した後の申告でも受理しなければならない。

第41条（死亡後に到達した申告）①申告人の生存中に郵送した申告書は、その死亡後でも市・邑・面の長は受理しなければならない。

②第1項により申告書が受理された場合には申告人の死亡時に申告したものとみなす。

第42条（受理、不受理証明書と書類の閲覧）①申告人は申告の受理もしくは不受理の証明書を請求することができる。

②利害関係人は市・邑・面の長に申告書なり、その他受理した書類の閲覧もしくはその書類に記載した事項に関して証明書を請求することができる。

③証明書を請求する時には手数料を納付しなければならない。

④利害関係人は裁判所に保管されている申告書類に対する閲覧を請求することができる。

⑤第2項および第4項の利害関係人の資格と範囲等に関しては第14条第1項から第4項までの規定を準用する。

第43条（申告不受理の通知）市・邑・面の長は申告を受理しない場合には、その理由を遅滞なく申告人に書面で通知しなければならない。

第2節 出生

第3節 認知

第4節 養子縁組

第5節 離縁

第6節 親養子の養子縁組および離縁

第7節 婚姻

第8節 離婚

第9節 親権および後見

第10節 死亡と失踪

第11節 国籍の取得と喪失

第12節 改名および姓・本変更

第13節 家族関係登録創設

第5章 登録簿の訂正

第6章 不服手続き

第7章 申告書類の送付と裁判所の監督

第8章 罰則

在外国民の家族関係登録創設、家族関係登録簿訂正および家族関係登録簿整理に関する特例法

[施行2008.1.1] [法律第8435号、2007.5.17、他法改正]
法務部（法務審議官室）、02-2110-3164～5

第1条(目的) この法は在外国民の家族関係登録創設、家族関係登録簿訂正および家族関係登録簿整理手続きに関する特例を規定することを目的とする。

〈改正2007.5.17〉

第2条(定義) ①この法で“在外国民”というのは大韓民国国民として在外国民登録法の規定によって登録された者をいう。

②この法で“登録”・“登録簿”・“登録簿謄本”というのはいずれも在外国民登録法の規定による登録・登録簿・登録簿謄本をいう。

③この法で“外国人登録”・“永住権”というのはいずれも各居留国の外国人登録および居留資格などを規定した法令による登録および居留資格などをいう。

④削除〈2000.12.29〉

第3条(家族関係登録創設、家族関係登録簿訂正許可および家族関係登録簿整理申請など〈改正2007.5.17〉)

①在外国民として登録基準地を持たなかったり明らかでない者が家族関係登録を創設しようと思う時には次の各号によって、登録基準地を定めて住所を管轄する在外公館の長に家族関係登録創設許可申請書を提出する。〈改正2000.12.29、2007.5.17〉

1. 登録簿の登録基準地が軍事境界線以南地域である時にはその登録基準地
2. 登録簿の登録基準地が軍事境界線以北地域である時には軍事境界線以南地域に選定した登録基準地

②登録基準地を持つ者でその家族関係登録簿記録に錯誤もしくは遺漏があることを発見した利害関係人がこれを訂正しようと思う時は、家族関係登録簿訂正許可申請書を、また家族関係の登録等に関する法律上の申告と申請に関する事項中、出生・認知・養子縁組・婚姻・死亡等により登録もしくは抹消されなければならない者が家族関係登録簿に整理されていない場合には、家族関係登録簿整理申請書を住所を管轄する在外公館の長に提出する。ただし、本人の便宜により家族関係登録創設、家族関係登録簿訂正許可申請書もしくは家族関係登録簿整理申請書を管轄する家庭法院もしくは市・区・邑・面の長に直接提出することができる。

〈改正1975.12.31、2005.3.31、2007.5.17〉

③第2項の規定によって、家族関係登録簿整理申請をする時には登録もしくは抹消されなければならない者の身分事項と整理しなければならない趣旨を記載して申請人が署名しなければならない。〈改正2000.12.29、2007.5.17〉

第4条(貼付書類) ①家族関係登録創設申請書には身分票・在外国民登録簿謄本・居留国の外国人登録簿謄

本もしくは永住権者は永住権写本を貼付しなければならない。

〈改正2007.5.17〉

②削除〈2005.3.31〉

③家族関係登録簿訂正許可および家族関係登録簿整理申請書には在外国民登録簿謄本・居留国の外国人登録簿謄本もしくは永住権者は永住権写本および理由書を貼付しなければならない。ただし、家族関係登録簿整理申請書には理由書を省略する。

〈改正2007.5.17〉

第5条(申請書の処理) ①家族関係登録創設もしくは家族関係登録簿訂正許可申請書を受け付けた在外公館の長は遅滞なしに外交通商部長官を経由して、本人が家族関係登録創設しようとする地もしくは家族関係登録簿を訂正しようとする登録基準地を管轄する家庭法院にこれを送付しなければならない。ただし、在外公館の長は家族関係登録簿の錯誤もしくは遺漏の事実が確認された時は調査確認書を貼付して、直接管轄市・区・邑・面の長に送付することができる。

〈改正1975.12.31、2000.12.29、2007.5.17〉

②家庭法院が家族関係登録創設もしくは家族関係登録簿訂正許可申請書を受け付けた時には管轄市・区・邑・面の長に家族関係登録簿の有無もしくは錯誤有無を調査委嘱しなければならない。

〈改正1975.12.31、2007.5.17〉

③市・区・邑・面の長が前項の規定による委嘱を受けた時には遅滞なしに調査回報しなければならない。

④家庭法院が家族関係登録創設もしくは家族関係登録簿訂正の許可をした時には家族関係登録創設地もしくは登録基準地の市・区・邑・面の長にその謄本を送付しなければならず、不許可とした時には外交通商部長官および在外公館の長を経由して、申請人にその理由書と謄本を送付しなければならない。

〈改正1975.12.31、2000.12.29、2007.5.17〉

⑤家族関係登録簿整理申請書を受け付けた在外公館の長は遅滞なしに外交通商部長官を経由して、本人の登録基準地市・区・邑・面の長に送付しなければならない。〈改正2000.12.29、2007.5.17〉

第6条(家族関係登録簿の作成等〈改正2007.5.17〉) ①市・区・邑・面の長は家庭法院から家族関係登録創設もしくは家族関係登録簿訂正許可の謄本を受け付けた時もしくは在外公館の葬儀調査確認書が添付された家族関係登録簿訂正許可申請書を受け付けた時には、遅滞なしに家族関係登録簿を作成もしくは訂正して5日以内にその家族関係登録簿の証明書を外交通商部長官および在外公館の長を経由して、申請人に送付しなければならない。

〈改正1975.12.31、2000.12.29、2007.5.17〉

②市・区・邑・面の長が直接もしくは在外公館の長から家族関係登録簿整理申請書を受け付け「家族関係の登録等に関する法律」により整理できる時には、遅滞なく家族関係登録簿を整理し5日以内にその家族関係登録簿の証明書を直接受け付けた分は直接申請人に、外交通商部長官および在外公館の長を経由して受け付けた分は外交通商部長官および在外公館の長を経由して、申請人に送付しなければならない。ただし、家族関係登録簿整理が不可である理由がある時には直接申請人もしくは外交通商部長官および在外公館の長を経由して、申請人にその理由書と申請書を搬送しなければならない。〈改正2000.12.29、2007.5.17〉

第7条（費用負担）この法による家族関係登録創設、家族関係登録簿訂正許可もしくは家族関係登録簿整理にともなう家族関係登録簿の作成、訂正および整理とその送達に必要なとする費用は国家もしくは地方自治体の負担とする。

〈改正2007.5.17〉

第8条削除〈2000.12.29〉

附則

第1条（施行日）この法は2008年1月1日から施行する。

〈ただし書き省略〉

第2条から第7条まで省略

第8条（他の法律の改正）①から⑳まで省略

㉓在外国国民就籍・戸籍訂正および戸籍整理に関する特例法の一部を次の通り改正する。

題名“在外国国民就籍・戸籍訂正および戸籍整理に関する特例法”を“在外国国民の家族関係登録創設、家族関係登録簿訂正および家族関係登録簿整理に関する特例法”とする。

第1条中“就籍、戸籍訂正および戸籍整理手続き”を“家族関係登録創設、家族関係登録簿訂正および家族関係登録簿整理手続き”とする。

第3条の題名“(就籍・戸籍訂正許可申請および戸籍整理申請等)”を“(家族関係登録創設、家族関係登録簿訂正許可および家族関係登録簿整理申請等)”とし、同条第1項各号以外の部分中“本籍”を各々“登録基準地”に、“就籍”を“家族関係登録創設”に、“就籍許可申請書”を“家族関係登録創設許可申請書”とし、同項第1号中“本籍”を各々“登録基準地”とし、同項第2号中“本籍”を各々“登録基準地”とし、同条第2項本文中“本籍”を“登録基準地”に、“戸籍記載”を“家族関係登録簿記録”に、“戸籍訂正許可申請書”を、また戸籍法上を“家族関係登録簿訂正許

可申請書”をまた家族関係の登録等に関する法律上”に、“入籍もしくは除籍されなければならない者が戸籍簿”を“登録もしくは抹消されなければならない者が家族関係登録簿”に、“戸籍整理申請書”を“家族関係登録簿整理申請書”とし、同項ただし書き中“就籍・戸籍訂正許可申請書もしくは戸籍整理申請書”を“家族関係登録簿訂正許可申請書”とし、同条第3項中“戸籍整理申請”を“家族関係登録簿整理申請”に、“入籍もしくは除籍”を“登録もしくは抹消”とする。

第4条第1項中“就籍許可申請書”を“家族関係登録創設申請書”とし、同条第3項本文中“戸籍訂正許可および戸籍整理申請書”を“家族関係登録簿訂正許可および家族関係登録簿整理申請書”に、同項ただし書き中“戸籍整理申請書”を“家族関係登録簿整理申請書”とする。

第5条第1項本文中“就籍もしくは戸籍訂正許可申請書”を“家族関係登録創設もしくは家族関係登録簿訂正許可申請書”に、“就籍”を“家族関係登録創設”に、“戸籍”を“家族関係登録簿”に、“本籍地”を“登録基準地”に、同項ただし書き中“戸籍”を“家族関係登録簿”とし、同条第2項中“就籍もしくは戸籍訂正許可申請書”を“家族関係登録創設もしくは家族関係登録簿訂正許可申請書”に、“戸籍”を“家族関係登録簿”とし、同条第4項中“就籍もしくは戸籍訂正”を“家族関係登録創設もしくは家族関係登録簿訂正”に、“就籍地もしくは本籍地”を“家族関係登録創設地もしくは登録基準地”とし、同条第5項中“戸籍整理申請書”を“家族関係登録簿整理申請書”に、“本籍地”を“登録基準地”とする。

第6条の題名“(戸籍の編成等)”を“(家族関係登録簿の作成等)”とし、同条第1項中“就籍もしくは戸籍訂正許可”を“家族関係登録創設もしくは家族関係登録簿訂正許可”に、“戸籍訂正許可申請書”を“家族関係登録簿訂正許可申請書”に、“戸籍を編成”を“家族関係登録簿を作成”に、“戸籍の謄本”を“家族関係登録簿の証明書”とし、同条第2項本文中“戸籍整理申請書”を“家族関係登録簿整理申請書”に、“戸籍法”を“[家族関係の登録等に関する法律]”に、“戸籍”を“家族関係登録簿”に、“戸籍の謄本”を“家族関係登録簿の証明書”とし、同項ただし書き中“戸籍整理”を“家族関係登録簿整理”とする。

第7条中“就籍および戸籍訂正許可もしくは戸籍整理にともなう戸籍の編成、訂正および整理”を“家族関係登録創設、家族関係登録簿訂正許可もしくは家族関係登録簿整理にともなう家族関係登録簿の作成、訂正および整理”とする。

③⑨から③⑨まで省略〔ママ〕
第9条省略

家族関係の登録等に関する規則

[施行2009.7.1] [大法院規則第2242号, 2009.6.26, 一部改正]
法院行政処 (企画第2担当官), 02-3480-1100

日帝強制占領下強制動員被害真相究明等に関する特別法による家族関係登録事務処理規則

[施行2008.1.1] [大法院規則第2121号, 2007.11.28, 全部改正]
法院行政処 (企画第2担当官), 02-3480-1100

独立有功者礼遇に関する法律による家族関係登録事務処理規則

[施行2009.2.17] [大法院規則第2220号, 2009.2.17, 制定]
大法院 (法院行政処), 02-3480-1100

済州4・3事件真相究明および犠牲者名誉回復に関する特別法による家族関係登録事務処理規則

[施行2008.1.1] [大法院規則第2122号, 2007.11.28, 全部改正]
法院行政処 (企画第2担当官), 02-3480-1100

老斤里(ノグンリ)事件犠牲者審査および名誉回復に関する特別法による家族関係登録事務処理規則

[施行2008.1.1] [大法院規則第2120号, 2007.11.28, 全部改正]
法院行政処 (企画第2担当官), 02-3480-1100

〈参考〉旧戸籍法 (一部改正1998.6.3法律第5545号)

*<http://www.geocities.co.jp/WallStreet/1747/koseki.html> による

第1章 総則

第1条 (目的) この法律は、戸籍に関する事項を規定することを目的とする。

第2条 (管掌) 戸籍に関する事務は、市・邑・面の長(都農複合形態の市における洞地域に対しては、市長、邑・面地域に対しては、邑・面長とする。以下同じである。)がこれを管掌する。〈改正94・12・22〉

第3条 (市、邑、面長及び戸籍事件) ①市、邑、面の長は、自分又は自分と戸籍を共にする者に関する戸籍事件に対しては、その職務を行うことができない。
②戸籍事務に関して市、邑、面の長を代理する者も第1項と同じである。

第4条 (監督) ①戸籍事務は、市、邑、面の事務所の所在地を管轄する家庭裁判所長がこれを監督する。〈改正75・12・31〉

②家庭裁判所支院長は、家庭裁判所長の命を受けてその管轄区域内の戸籍事務を監督する。〈改正75・12

・31〉

第5条 (区等の戸籍事務) 特別市及び広域市及び区を置いた市においては、この法律中市、市長又は市の事務所とは、それぞれ区、区庁長又は区の事務所をいう。ただし、広域市における郡地域に対しては、邑・面、邑・面の長又は邑・面の事務所をいう。〈改正81・12・17、95・12・6、98・6・3〉

第6条 (手数料等の帰属) ①この法律の規定により納付する手数料及び過怠料は、これを戸籍に関する事務を管掌する地方自治体の収入とする。ただし、第132条の2第3項及び第133条の場合には、この限りでない。〈改正81・12・17、84・7・30、90・12・31〉

②第1項の手数料の額は、大法院規則でこれを定める。〈改正90・12・31〉

第7条 (事務費用) 戸籍に関する事務に要する費用は、その事務を管掌する地方自治体の負担とする。[全文改正90・12・31]

第2章 戸籍簿

第8条 (戸籍の編製) 戸籍は、市、邑、面の区域内に本籍を定める者に対して戸主を基準として家別にこれを編製する。

第9条 (戸籍の編綴) 戸籍は、地番の順序によりこれを編綴して帳簿とする。

第10条 (原本及び副本、その保存) ①戸籍は、原本及び副本を作成する。

②原本は、市、邑、面の事務所にこれを備置し、副本は、監督裁判所がこれを保存する。新たに戸籍を編製したときは、市、邑、面の長は、遅滞なくその理由を監督裁判所に報告しなければならない。

第11条 (戸籍簿の搬出禁止) ①戸籍簿は、事変を避するために必要な場合以外に市、邑、面の事務所外に移すことができない。

②戸籍簿を市、邑、面の事務所外に移したときは、市、邑、面長は、遅滞なくその理由を監督裁判所に報告しなければならない。

第12条 (戸籍簿の閲覧、謄本、抄本) ①戸籍簿の閲覧又は戸籍の謄本、抄本の交付を受けようとする者は、手数料を納付してこれを請求することができる。

②戸籍の記載事項に変更がないという証明又は戸籍に記載した事項に関する証明を受けようとする者も第1項と同じである。

③手数料以外に郵送料を納付して謄本、抄本又は第2項に規定した証明書の送付を請求することができる。

④謄本は、請求により除籍者に関する記載の謄写を省略してこれを作成することができる。

第13条 (戸籍簿の再製、補完) ①戸籍簿の全部又は一部

が滅失したとき又は滅失のおそれがあるときは、大法院長は、その再製、補完又は保全に関して必要な処分を命じる。

②第1項の滅失の場合には、市、邑、面の長は、その事実を告示しなければならない。

第14条（除籍簿）①戸主承継・無後その他の事由により戸主及び家族が全員除籍され、又は抹消された戸籍は、これを戸籍簿から除去して除籍簿に編綴・保存する。

②第10条から第13条までの規定は、除籍及び除籍簿にこれを準用する。[全文改正90・12・31]

第3章 戸籍の記載

第15条（戸籍の記載事項）戸籍には、次の事項を記載しなければならない。

1. 本籍
2. 前戸主の氏名及び戸主との関係
3. 戸籍の編製その他戸籍変動事由の内容及び年月日
4. 戸主及び家族の氏名・本・性別・出生年月日及び住民登録番号
5. 戸主及び家族になった原因及び年月日
6. 戸主及び家族の嫡出父母及び養親の氏名
7. 戸主と家族との関係
8. 他家に入籍し、又は他家へ出た者に対しては、その他家の本籍及び戸主の氏名
9. 戸主又は家族の身分に関する事項
10. その他大法院規則で定める事項

[全文改正90・12・31]

第16条（戸籍内の記載順位）①戸籍内の各人の記載は、次の順位による。

1. 戸主
2. 戸主の直系尊属
3. 戸主の配偶者
4. 戸主の直系卑属及びその配偶者
5. 戸主の傍系親族及びその配偶者
6. 戸主の親族でない者

②直系尊属間においては、世数が遠くの者を先順位とし、直系卑属又は傍系親族間においては、世数又は寸数が近い者を先順位とする。

③戸籍を編成した後に家族になった者は、戸籍の末尾にこれを記載する。

第17条（戸籍の記載手続）戸籍は、申告、報告、申請、証書の謄本、航海日誌の謄本又は裁判書によりこれを記載する。

第18条（新戸籍の編製）①戸主承継・戸主承継回復その他戸主の変更がある事項に対して申告又は申請があるときは、その申告又は申請及び前戸主又は戸主の

名義を有した者の戸籍により新戸籍を編成しなければならない。〈改正90・12・31〉

②第1項の場合には、前戸主又は戸主の名義を有した者の戸籍に事由を記載してこれを抹消しなければならない。

第19条 削除〈90・12・31〉

第19条の2（法定分家）①民法第789条本文の場合には、婚姻申告があれば夫を戸主として新戸籍を編製する。

②次の各号の場合には、第1項の場合に準じて新戸籍を編製する。この場合、申告人は、申告書に新本籍を記載しなければならない。

1. 縁組、縁組の取消、離縁、離婚その他の事由により他家に入籍しなければならない者に配偶者又は直系卑属があるとき

2. 前戸主の直系卑属長男子であって婚姻した者が戸主承継権放棄申告をしたとき

③第1項又は第2項の場合、申告書に新本籍が記載されないときは、新戸籍の戸主となる者の本籍地を新本籍とする。[全文改正90・12・31]

第20条（無籍者）父又は母の戸籍に入籍する者を除き、戸籍の記載がない者に対して新たに戸籍の記載をしなければならないときは、新戸籍を編成する。

第21条（除籍）新戸籍に編成された者及び他家に入籍する者は、従前の戸籍から除籍される。死亡者、失踪宣告を受けた者、国籍を喪失した者もまた同じである。

第22条（戸籍の訂正）①戸籍の記載が法上無効のもの、又はその記載に錯誤又は遺漏があることを知ったときは、市、邑、面の長は、遅滞なく申告の又は申告事件の本人にその事実を通知しなければならない。ただし、その錯誤又は遺漏が市、邑、面の長の過誤によることときは、この限りでない。

②第1項の通知をできないとき又は通知をしたが戸籍訂正の申請をする者がいないとき、戸籍記載の錯誤又は遺漏が市、邑、面の長の過誤によるものであるときは、市・邑・面の長は、監督裁判所の許可を得て職権で戸籍の訂正をすることができる。ただし、大法院規則で定める軽微な事項の場合には、市・邑・面の長が職権で訂正し、これを監督裁判所に報告しなければならない。〈改正75・12・31〉

③裁判所その他官公署又は検事その他公務員がその職務上戸籍の記載に錯誤又は遺漏があることを知ったときは、遅滞なく申告事件の本人の本籍地の市、邑、面の長にこれを通知しなければならない。この通知を受けたときは、市、邑、面の長は、第1項及び第2項の規定によりこれを処理する。

第23条（行政区域、名称等の変更及び戸籍）①行政区域又は土地の名称が変更されたときは、戸籍の記載は、

訂正されたものとみなす。ただし、その記載を更正しても妨げない。

②地番の変更があるときは、戸籍の記載を更正しなければならない。

第24条（戸籍及び書類の引継）市、邑、面の区域変更があるときは、戸籍及びこれに関する書類は、これを当該市、邑、面に引き継がなければならない。

* 1 佐藤文明『戸籍がつくる差別』現代書館、1984年、12ページ

ここで、「人の生涯の身分関係を継続して追跡する」ということをもう少し説明しておこう。そうではない形の例として「アメリカでもソ連でも人の登録は個人単位。身分証明書方式だ。出産や結婚などの身分登録はひとつひとつがばらばらで、届け出たものをそのままファイルしておくだけ。登録地を知っている者（本人）だけしか利用できない」（同書、13ページ）。

* 2 後掲図1 手書き時代の戸籍ひな形および旧戸籍法第16条参照。

* 3 後掲図3 家族関係の登録等に関する法律移行後の証明書ひな形参照。

父	蔡池	女	本	前戸籍	郡御
母	蔡池	女	平康	籍は 入又 新戸籍	戸主 蔡
母	蔡			出生	西紀1900年 月 日
				既設器	西紀1900年 月 日
					西紀1900年 月 日 婚姻申告
					西紀1900年 月 日 付(未) 死亡
父	七金	男	本	前戸籍	
母	蔡	男		籍は 入又 新戸籍	
弟				出生	西紀1900年 月 日
				既設器	西紀1900年 月 日
					郡市面里 番地で出生 西紀1900年 月 日 付申告

上掲(抄)本は戸籍(除籍)の原本と
相違ないことを証明する

西紀1905年10月07日

道市面里長

本籍		道市面里 番地の		NO. 1
西紀1982年 月 日 戸主相続申告により編制				
西紀1988年 月 日 一部函味夏産に於て再制				
西紀1992年 2月1日 土地名稱變更「郡」と「郡」へ				
更正				
西紀1995年1月1日 行政区域名稱變更, 本籍 市へ更正				
前戸主との關係	七金	子の	前戸籍	
父	七金	男	籍は 入又 新戸籍	
母	蔡	男	出生	西紀1900年 月 日
戸主	金		既設器	西紀1900年 月 日
				郡市面里 番地で出生 西紀1900年 月 日 保 と婚姻申告 西紀1982年 月 日 前 死亡に付 戸主相続

図1 手書き時代の戸籍ひな形

戸籍謄本 (抹消・除籍された者含む)

本籍	[出生場所] 日本国 [] 県	
戸籍編制	[編制日] 19[]年0[]月[]日	
電算移記	[移記日] 2002年05月27日	
前戸主との関係	前戸籍	[] 郡 [] 面 [] 里
父 ユン []	性別	本 坡平
母 ソ []	性別	入籍又は新戸籍
戸主 尹 []	出生	19[]年[]月[]日
	住民登録番号	
出生	[出生場所] [] 郡 [] 面 [] 里	
	[申告日] 19[]年[]月[]日	[申告人] 父
分家	[分家申告日] 19[]年[]月[]日	
戸主承継	[戸主承継日] 20[]年[]月[]日	
	[戸主承継事由] 前戸主死亡	
	[申告日] 20[]年[]月[]日	[申告人] 鄭 []
	[送付日] 20[]年[]月[]日	[送付者] 駐 [] 総領事
父 ユン []	性別	本
母 尹 []	性別	前戸籍
	入籍又は新戸籍	[] 市 [] 里 戸主 カン []
子 鄭 []	出生	19[]年[]月[]日
	住民登録番号	
	[除籍]	
出生	[出生場所] 日本国 [] 県	
	[送付日] 19[]年[]月[]日	[送付者] 駐 [] 大韓民国総領事
婚姻	[婚姻申告日] 19[]年[]月[]日	
	[配偶者] カン []	[送付者] [] 市長
	[除籍日] 19[]年[]月[]日	

父 ユン []	性別	本
母 尹 []	性別	前戸籍
	入籍又は新戸籍	[] 郡 [] 面 [] 里 戸主 鄭 []
子 鄭 []	出生	19[]年[]月[]日
	住民登録番号	
出生	[出生場所] 日本国 [] 県	
	[申請日] 19[]年[]月[]日	[申請人] 母
	[送付日] 19[]年[]月[]日	[送付者] 駐 [] 大韓民国総領事
婚姻	[婚姻届日] 19[]年[]月[]日	
	[配偶者] イン []	[送付者] [] 郡
父 鄭 []	性別	本
母 趙 []	性別	前戸籍
	入籍又は新戸籍	[] 郡 [] 面 [] 里 戸主 鄭 []
子 鄭 []	出生	19[]年[]月[]日
	住民登録番号	
出生	[出生場所] 日本国 [] 県	
	[申告日] 19[]年[]月[]日	[申告人] 父
	[送付日] 19[]年[]月[]日	[送付者] 駐 [] 大韓民国総領事
婚姻	[婚姻申告日] 19[]年[]月[]日	
	[配偶者] チョ []	[送付者] 駐 [] 総領事
	[戸籍整理申請日] 19[]年[]月[]日	
	[送付日] 19[]年[]月[]日	[送付者] 駐 [] 総領事
	[法定分家除籍日] 19[]年[]月[]日	

図2 電算移記後の戸籍ひな形

基本証明書

【註：総領事館】

登録基準地	道 市 洞
-------	-------

区分	詳細内容
作成	【家族関係登録簿作成日】 2008年01月01日 【作成事由】 家族関係の登録などに関する法律附則第8条第1項

区分	姓名	出生年月日	住民登録番号	性別	本
本人	高	19 年 月 日		男	済

一般登録事項

区分	詳細内容
出生	【出生場所】 日本国 市 【申告日】 19 年 月 日 【申告人】 父

上記基本証明書は家族関係登録簿の記録事項と相違がないことを証明します。

2008年12月17日

電算情報中央管理所 電算運営責任官 パク

発給時刻：15時06分

発給担当者：

Tel: 06-

申請人：高

家族関係証明書

【註：総領事館】

登録基準地	道 市 洞
-------	-------

区分	姓名	出生年月日	住民登録番号	性別	本
本人	高	19 年 月 日		男	済

家族事項

区分	姓名	出生年月日	住民登録番号	性別	本
父	高	19 年 月 日		男	済
母	李	19 年 月 日		女	固城

上記家族関係登録簿の記録事項と違いがないことを証明します。

2008年12月17日

電算情報中央管理所 電算運営責任官 パク

発給時刻：15時05分

発給担当者：

Tel: 06-

申請人：高

図3 家族関係の登録等に関する法律移行後の証明書ひな形